十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策の平成十年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二七
十二　財源対策債償還費	平成十年度から平成三十年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行につき許可を得た地方債の額	千円につき	二一
十三　減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	六一
十四　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成三十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六二
十五　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成三十年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行につき同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇三

別表第二道府県の項中「九、三一〇」を「九、〇七〇」に、「一、一六三、〇〇〇」を「一、一二〇、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一七、五〇〇」を「一七、一〇〇」に、「二、三四三、〇〇〇」を「二、三三〇、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に、「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成三十一年度から」を「平成三十二年度から」に、「二十七兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆七千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中

平成三十一年度	四千億円

を削る。

附則第五条中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、「一時借入金」の下に「（森林環境譲与税譲与金に係るものを除く。）」を加え、「においては」を「には」に改める。

附則第九条中「第二十四条の規定による」を「平成三十二年度から平成四十四年度までの各年度における第二十四条の規定による」に、「平成三十年度にあっては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額に二千億円を加算した額から同条第七号に掲げる額を減額した額とし、平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度にあっては第二十四条」を「平成三十二年度及び平成三十三年度にあっては前項」に、「同条の規定により算定した額に第一号」を「同項の規定により算定した額に第一号」に改め、同条第一号の表中

平成三十一年度	二千九百六十一億円

を

平成三十一年度	二千九百六十一億円

に改め、同条第二号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成三十一年度から」を「平成三十二年度及び」に改め、「までの各年度分」を削り、同条第三号及び第四号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

平成三十一年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号に掲げる額を加算した額に百七十二億円を加算した額から同条第六号に掲げる額を減額した額とする。

2　平成三十二年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

附則第十条第一項中「第三条第一項」を「第二条第三項」に改め、同条第三項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「の所得割」を加え、「市町村民税」を「個人の市町村民税」に、「控除（以下」を「控除（次条第二項及び第三条において」に改め、「減少すること」の下に「、自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の二において「自動車税税率特例等」という。）により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税税率特例等」という。）により減少すること」を加える。

第二条に次の三項を加える。

2　地方特例交付金の種類は、個人住民税減収補填特例交付金（個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）、自動車税減収補填特例交付金（自動車税の環境性能割の自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）及び軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税の環境性能割の軽自動車税税率特例等による減収額を埋めるために平成三十一年度及び平成三十二年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。